

## 労働基準法 罰則まとめ

罰則に関しては、覚えているかどうかで正誤が決まります。  
 全部を覚える必要はありませんが、金額および概略を押さえる必要があります。

労働基準法の罰則の重い順は、下記の通りになります。

- 1位は、強制労働の禁止。
- 2位は、中間搾取と最低年齢と坑内労働。
- 3位は、総則に絡む事項や解雇、労働時間等に関する事項。
- 4位は、罰金のみ。契約や労働条件の明示、賃金5原則。周知。

年次有給休暇は、平成31年改正の「年次有給休暇の時季指定付与」に関しては、30万円以下の罰金。

それ以外の年休に関する罰則は、3番目に重い罰則。

### ■第1位

1年以上10年以下の懲役 又は 20万円以上300万円以下の罰金
-------------------------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 強制労働の禁止（法5条）</li> </ul> |
|--|

### ■第2位

1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
-------------------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 中間搾取の排除（法6条）</li> <li>• 最低年齢（法56条）…年少者（満18歳未満）の保護</li> <li>• 坑内労働の禁止（法63条）…年少者の保護</li> <li>• 坑内労働の就業制限（法64条の2）妊産婦等の保護</li> </ul> |
|---|

■第3位

6か月以下の懲役 又は  
30万円以下の罰金

- 均等待遇（法3条）
- 男女同一賃金の原則（法4条）
- 公民権行使の保障（法7条）
- 賠償予定の禁止（法16条）
- 解雇制限（法19条）
- 解雇予告（法20条）
- 労働時間（法32条）
- 年次有給休暇（法39条）…ただし、年次有給休暇の時季指定付与は除く

第4位

30万円以下の罰金

- 契約期間（法14条）
- 労働条件の明示（法15条）
- 帰郷旅費（法15条3条）
- 賃金支払いの5原則
- 年次有給休暇の時季指定付与（法39条7・8項）…平成31年法改正
- 法令等の周知義務（法106条）

関連ページ

<https://sharoushi24.jimdo.com/2019/12/02/%E5%B9%B4%E6%AC%A1%E6%9C%89%E7%B5%A6%E4%BC%91%E6%9A%87%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%BD%B0%E5%89%87/>